

基金情報

No. 91

平成21年8月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成21年度・主要事業概況

事項	7月末数	対前月増減数	事項	7月末数(累計)
事業所数(件)	238	-1	年金掛金	調定額(円) 458,375,476
加入員数(人)	男子 5,060	32		収納額(円) 453,716,796
	女子 2,286	1		収納率 98.98%
	計 7,346	33	事務費掛金調定額(円)	20,020,692
平均標準給与月額(円)	男子 335,777	-960	資産運用	信託資産額(時価) 256億4,220万円
	女子 226,981	476		修正総合利回り 14.04%
	計 301,921	-374		ベンチマーク差 0.93%
受給者数(人)	6,027	28	慶弔金の支給件数・金額	36件76万円
平均年金額(円)	499,642	1,759	年金相談件数	246件

適用関係

被保険者(加入員)の住所が変更になった場合の届出

被保険者(加入員)の住所変更の届出についてのお問い合わせが多く寄せられています。現在、加入記録や年金額のお知らせなど、被保険者(加入員)ご本人へのお知らせが増えてきており、住所変更の手続きは、ご本人にとって今まで以上に大切な届出となります。被保険者(加入員)のご住所が変更になった時は、速やかにお手続きいただきますようお願いいたします。

◆ 届 出 ◆

被保険者(加入員)の住所が変更した場合、社会保険事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ届出なくてはなりません。
その際、他の適用書類と違い、各所定の届出用紙にて社会保険事務所・健康保険組合・厚生年金基金それぞれに提出する必要があります。
大変ご面倒おかけいたしますが、以下の各所定の届出用紙をご用意いただき、それぞれにご提出いただきますようお願いいたします。

◆ 届出用紙 ◆

<社会保険事務所>

「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届(国民年金第3号被保険者住所変更届)」

社会保険事務所へご連絡いただくか、社会保険庁のホームページにて用紙をダウンロードしてください。
(<http://www.sia.go.jp> 「申請・届出手続き」(健康保険・厚生年金の加入) → 「被保険者関係届書」
(【20】被保険者の住所に変更があったとき))

<健康保険組合(全国硝子業健康保険組合加入事業所)>

「健康保険被保険者・被扶養者住所変更連絡票」

健康保険組合へご連絡いただくか、健康保険組合のホームページにて用紙をダウンロードしてください。
(<http://www.glasskenpo.or.jp> 「各種届出・申請書」 → 「保険証・適用関係」)

* 全国硝子業健康保険組合以外の健康保険組合へ加入されている事業所は、加入されている健康保険組合へ手続き方法をお問い合わせください。

<厚生年金基金>

「加入員住所(変更)届」

当基金へご連絡いただくか、当基金のホームページにて用紙をダウンロードしてください。

(<http://glskkn.com> 「各種届出様式」 → 「適用関係」(加入員(基金に加入中)の方が住所変更したとき))

当基金からのお知らせ

総合監査が終了いたしました

さる8月27日基金事務所において、選定・互選の両監事による総合監査が行われました。総合監査は、年1回、基金の事業全般にわたり実施することとされている監査です。このため、毎月行われる月例監査と異なり、事業運営状況や事業実施状況、平成20年度の決算状況(年金経理・業務会計・福祉施設会計)などに関し監査が行われました。監査結果は、特段のご指摘もない運営・処理内容とされ、9月16日に開催される代議員会にてご報告いただき、承認を得る予定となっています。

【主な会議日程】

平成21年9月 8日(火) 財政運営委員会及び年金資産運用委員会

平成21年9月16日(水) 理事会・代議員会

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～
連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

*** 住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。**

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

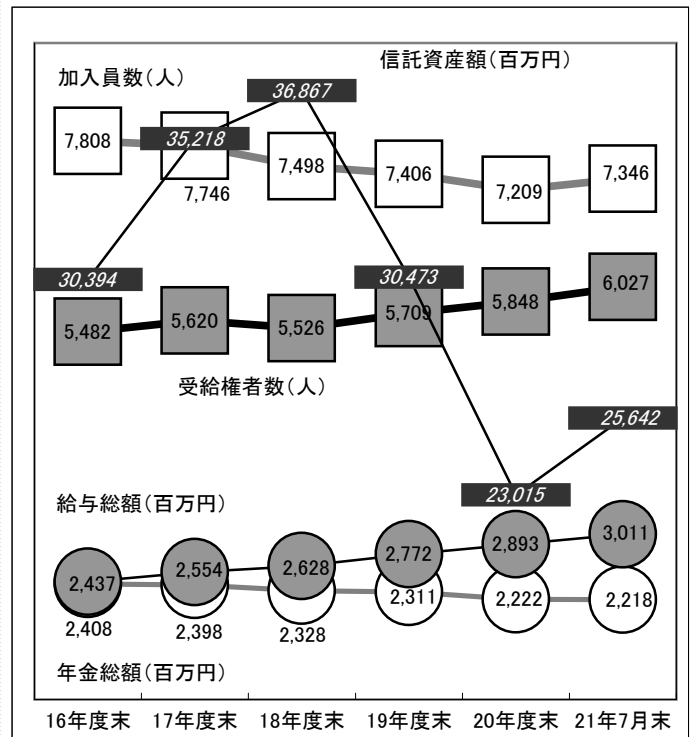
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

*** 8月分の掛金納入期限は、9月30日となりますので、ご協力お願いいたします。**

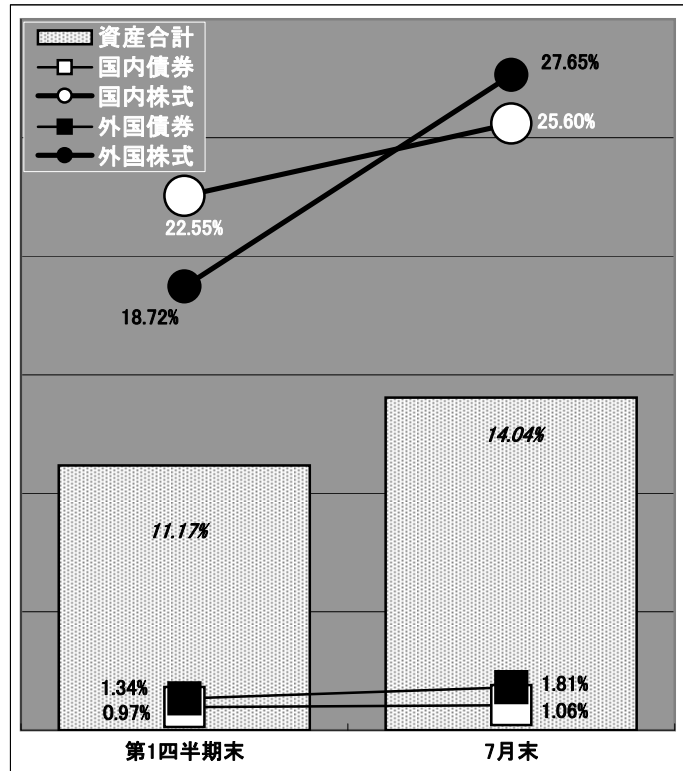
設立事業所の異動(規約変更関係等)・7月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
削除事業所	(有)柳橋硝子工芸	閉鎖	H21. 7. 1
所在地変更	新日本産業(株)	文京区小日向	H21. 5. 7
代表者変更	全国硝子業健康保険組合	鈴木 竹敏	H21. 7. 16

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成21年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>